

学校給食の対応について Q&A

アレルギー及びその他の疾患等による学校給食の対応について

学校給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒が食の大切さを理解し、食事の楽しさを味わう「生きた教材」としての役割を担っています。このことは、食物アレルギー・アナフィラキシー等のあるお子様にとっても同様で、他のお子様と同じような給食を楽しめる体制を整えることが重要であると考えます。

久喜市においては、学校給食が原因となる症状を発症させないことを前提として、可能な限りお子様の視点に立った給食を提供することを行っております。

Q1 どのような方を対象に、学校給食の対応をしていますか？

A1 次の条件を全て満たす児童生徒を対象とします。

- (1) 医師から食物アレルギーと診断され、特定の食物に対し対応の指示があること。
- (2) 原則年に1回以上医療機関を受診し、学校に「学校生活管理指導表」を提出していること。
- (3) 「学校生活管理指導表」をもとに個別面談を行っていること。
- (4) 家庭でも医師の指示に従って食事対応等を行っていること。

Q2 偏食気味なのですが、対応はできますか？

A2 本対応の対象者はQ1に示した児童生徒のみであり、偏食については対応することができません。

Q3 学校給食で対応している内容は、どのようなことですか？

A3 次のとおりです。

食物アレルギー対応食 【対象食物：卵、乳、えび、かに】

1	食物アレルギー対応食の提供 〔 卵、乳、えび、かきを除き、それに代わる食材を使用した副食の提供 卵、乳不使用デザート、乳不使用パンの提供 〕
2	献立の一部を除去
3	一部弁当持参
4	牛乳の停止

通常給食

1	献立の一部を除去
2	一部弁当持参
3	牛乳の停止
4	牛乳以外の給食の停止（弁当持参）
5	全ての給食の停止（弁当持参）

Q4 牛乳が飲めない(苦手)なのですが、止められますか？

A4 牛乳を停止する場合は、医師の指示があることが原則です。

牛乳は、成長期に必要な栄養素（カルシウムなど）の供給源です。給食で飲むことによって一日に必要な量のうち、小学校では約 1/3、中学校では約 1/4 を摂ることができます。

Q5 乳のアレルギーがありますが、牛乳を停止して、シチュー等は食べても大丈夫ですか。

A5 飲用牛乳だけではなく、牛乳を含む献立はすべて除去（パンやデザートを含む）することが原則です。給食では、完全除去対応（二者択一）の考え方に基づき、「食べる・食べない」の判断をお願いします。

Q6 加熱した鶏卵は食べられます。生の鶏卵は給食で出ることありますか？

A6 給食では、生の鶏卵の使用はありません。卵焼き、オムレツ、かき玉汁等の料理に関しては、中心部まで十分に加熱して提供しています。また、マヨネーズやドレッシングは、卵及び乳不使用のものを使用しています。

Q7 果物アレルギーがあるのですが、給食に出ますか？

A7 生のフルーツ（梨、みかん、りんご、パイナップル、ぶどう等）、フルーツゼリー、フルーツヨーグルト、フルーツの缶詰、ジャムの他、カレーなどの料理に使用することがあります。

Q8 そばアレルギーがあるのですが、給食に出ますか？

A8 「そば」そのものが出ることはありません。ただし、製麺工場等においては、そばを含む製品を製造している場合があります。

Q9 申請書は一度出すとそのまま継続されますか？

A9 継続されません。お子さんの状況（症状・医師の指示）を確認させていただくため、給食の対応について配慮が必要な方は、「学校生活管理指導表（様式2）」、「学校給食対応申請書（アレルギー及びその他の疾患等）（様式3）」を毎年必ず提出していただきます。
ただし、「学校給食の対応指示書（様式2-2）」は小学校から中学校まで9年間継続して使用することができるため、毎年の提出は不要です。

Q10 医師から除去を解除する指示がありました。年度途中で給食対応の変更は可能ですか？

A10 可能です。「学校給食対応変更申請書（様式5）」及び「食物アレルギー対応に関する解除申請書（様式6）」がありますので、学校に申し出て提出してください。また、提出済みの「学校生活管理指導表（様式2）」の内容に変更が生じた場合には、併せて、新しい「学校生活管理指導表（様式2）」を提出してください。

Q11 あさひ水煮（冷凍）やちりめんじゃこには、えびやかにが混ざる旨の注意喚起が記載されていますが、対応食で対応されますか？

A11 令和8年度以降、対応食では対応しません。「えび、かにが混ざる漁法で採取」や「商品に使用している魚はえび、かにを食べています」等、注意喚起の記載がある食材まで除去が必要か判断できない、喫食に心配がある方は、お弁当のご持参が可能です。なお、除去が必須な場合は、安全な学校給食提供が困難であることから給食の停止をご検討ください。

宗教上の理由、その他の理由等による学校給食の対応について

Q1 どのような対応をすることができますか？

A1 「一部献立を除去」、「一部弁当持参」、「牛乳の停止」、「牛乳以外の給食の停止（弁当持参）」、「全ての給食の停止（弁当持参）」の5つから選ぶことができます。

Q2 年度の途中から内容の変更ができますか？

A2 「学校給食対応変更申請書（様式5）」及び「食物アレルギー対応に関する解除申請書（様式6）」がありますので、こちらの申請書を提出してください。

◆ ご不明な点がございましたら、久喜市立学校給食センターへお問い合わせください。

【電話】0480-22-8989